

## いくたびプラス（旅行割引特典付定期貯金）

（平成25年6月3日現在）

商品名	・いくたびプラス（旅行割引特典付定期貯金）
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 1年
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・一括預入 ・50万円以上 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法 （4）税金  （5）金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成49年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（出張所）または信用共済部（電話：0868-22-8109）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、岡山県農業協同組合中央会が設置・運営する岡山県JAバンク相談所（電話：086-232-2362）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA信用共済部または岡山県JAバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記岡山県JAバンク相談所にお申し出ください。）

その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・満期日2ヶ月前に、お客さまへ定期貯金「いくたびプラス」にかかる『定期性貯金期日のご案内』（ダイレクトメール）が送付されます。この『定期性貯金期日のご案内』を農協観光支店・JA旅行センターへ提示することを条件に、株式会社農協観光の対象旅行商品について、「いくたびプラス」預入金額または旅行代金のいずれか低い方の5%に相当する金額まで割引が適用されます。</li><li>・旅行代金割引の有効期間は、お客さまが定期貯金「いくたびプラス」にかかる『定期性貯金期日のご案内』をお受け取りした日から、「いくたびプラス」満期日の1年後の応当日までです。</li><li>・旅行代金の割引は、有効期間の間、割引金額の合計が定期貯金「いくたびプラス」預入金額の5%に相当する金額に達するまで、2回以上に分けて適用することができます。</li></ul>
----------------	---

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAつやま